

発議案第1号

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、令和6年度政府
予算に係る意見書について

地方自治法第99条の規定に基づき、政府関係機関に対し、ゆたかな学びの実現・教
職員定数改善をはかるための、令和6年度政府予算に係る意見書を別紙のとおり提出
するものとする。

令和5年6月29日提出

提出者 北上市議会教育民生常任委員会
委員長 小原享子

提案理由

令和6年度政府予算において、教職員定数改善の推進及び義務教育費国庫負担制度
の負担割合の引き上げを求めるため、国及び政府関係機関に対し意見書を提出しよう
とするものである。

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、令和6年度政府
予算に係る意見書

教職員の人数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により学級数に応じて定められていますが、岩手県内では教職員の人員不足により、児童生徒数が少ない小中学校では学級担任以外の教員が配置されないこともあり、人的余裕がない状況です。また、若年退職や病気休職者の増加により、本来正規教員として採用すべき代替教員が見つからないため、臨時的任用教員が配置されることが多くなっています。

このような現状により、授業の工夫や準備をする教材研究の時間が取れないほど学校現場は追い込まれており、依然として教職員の長時間労働の是正は進んでおりません。

当市でも加配による専科指導教員の他、市独自予算で個別指導支援員や学習支援員が配置されていますが、いじめ・不登校・別室登校・貧困・複雑な家庭環境等、子どもたちを取り巻く問題は複雑化しており、よりきめ細やかな指導や対応が学校現場では必要とされています。児童生徒のゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員の増員や少数職種への配置増等が必要であり、そのためには教職員定数の改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、平成18年の三位一体の改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、岩手県では県単独予算による教員配置は講じられていません。自治体の財政状況により義務教育に格差があってはならず、国の施策として定数改善に向けた財源保障を行い、児童生徒が全国のどこに住んでいても同じ水準の学びが保障される条件整備は不可欠です。

よって、国及び政府関係機関に対し、令和6年度政府予算編成において次の事項を実現するよう強く求めます。

記

- 1 計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和5年6月29日

岩手県北上市議会

(提出先)

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長

文部科学大臣

財務大臣

総務大臣